

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年3月20日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	岡田荘史
同	寺澤和男

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (21年度)	過去3年の措置状況(1) (平成23年度)	過去3年の措置状況(2) (平成24年度)	過去3年の措置状況(3) (平成25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
監査対象 株式会社エムウェーブ 9 床材について (報告書40ページ)	現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。	市有施設での活用を検討したが利用が見込めないため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び有償での引取りを求めるとともに、売却についても検討する。	(株)エムウェーブにおいて床材の活用方法を検討し、他施設への貸出等を試験的に行い、結果を踏まえて今後の運用を協議する。	納入元から他施設への貸出についての打診があったが、エムウェーブからの搬出、現地への搬入及び組立のコストがかかる等の理由により実現に至っていない。引き続き活用方法及び売却についての検討を継続する。	観光振興課所管施設(信州新町ふれあい公園ゲートボール場)で一部(約1/2)活用(26年3月) 残分についても引き続き活用を検討中	平成25年度に一部活用したが、残分については引き続き活用を検討中
監査対象 株式会社エムウェーブ 11 長期滞留棚卸資産について (報告書43ページ)	過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。	(株)エムウェーブでは、長期滞留棚卸資産の処分を鋭意進めているところである。	エムウェーブの長野オリンピック記念展示コーナーと売店への来館者は一定数あり、オリンピックメモリアル施設としての役割を果たしている。(株)エムウェーブでは販売方法の工夫を行い、活用に努めている。	エムウェーブで開催されるイベントや大会の際に長野オリンピック記念展示コーナー及び売店に立ち寄り、土産物・記念品として購入する客が一定数いることから、暫時減少している。ライセンス契約が必要なためここでしか手に入らない商品が多いことから、引き続き販売方法を工夫しながら販売による処分を継続する。	エムウェーブで開催されるイベントや大会において、土産、記念品を求められる場合があり必要性は高いためなくすことはできない。引き続き、イベントや大会に合わせてた販売方法を工夫していく。 21年3月の約1,330万円から26年12月時点で約800万と確実に減少している。	IOCとのライセンス契約により販売していたグッズは、26年12月末をもって契約が終了し、在庫整理期間として3月末まで販売を継続している。その後は販売できなくなることから、対象となる棚卸資産について、財務処理を行う。